

「平成28年熊本地震」からの 復旧・復興に関する特別決議

「平成28年熊本地震」は、家屋の倒壊、公共施設の損壊、道路の崩落・寸断など、県内に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となった。

また、その後の大雨による豪雨被害では、地震による地盤への影響も重なり、県内の被害はさらに拡大し、住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

被災町村では、国・県をはじめ、県内外自治体職員の派遣及び支援を受け、一日も早い復旧・復興に向けて、現在全力で取り組んでいるが、被災町村は中山間地も多く、財政基盤も脆弱であり、国や県による強力な支援が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別の立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。
- 2 自力での住宅再建が困難な被災者が、将来確実に住居が確保できるよう、公営住宅の提供等について、最大限の支援を行うこと。
- 3 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育、心のケアなど生活全般にわたるきめ細かい支援について、

被災者の状況把握を着実にを行いながら、漏れなく実施できる環境が整えられるよう最大限の支援を行うこと。

4 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物については、その処理が完了するまで全面的な支援を行うこと。

5 大きな被害を受けた道路・橋梁等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

また、農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充、特に、グループ補助金について、交付申請の加速化に向けた取組みと、引き続き必要な財政支援を行うこと。あわせて観光振興等に対する対策や支援を行うこと。

6 工事量の増加に伴う労働者や資機材の不足等による入札の不調・不落が発生していることに対し万全の措置を講じるとともに、事業の繰越しに対し弾力的に対応すること。

7 県内外からの職員派遣については、中長期的な支援となるよう求めるとともに、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

以上、特別決議する。

平成30年2月16日

熊本県町村議会議長会
第68回定期総会